

平成 30 年度国家公務員倫理審査会政策評価結果

国家公務員倫理審査会決定
平成 31 年 4 月 5 日

国家公務員倫理審査会は、平成 30 年度国家公務員倫理審査会政策評価結果について、次のとおり決定する。

平成30年度国家公務員倫理審査会政策評価結果

政策所管部局

国家公務員倫理審査会事務局

政 策	1 職員の倫理意識のかん養及び倫理的な組織風土・環境の構築																				
目 標	<p>(政策目標)</p> <p>(1) 倫理研修の充実及び定期的・計画的な実施の促進等に引き続き取り組むとともに、広い意味での倫理意識を高めるための工夫を各種研修教材の開発等に当たって一層進めることを通じ、職員の倫理意識をかん養する。</p> <p>(2) また、相談・通報の活用促進や倫理保持体制の一層の充実・強化を進めることを通じ、倫理的な組織風土を構築する。</p> <p>(具体的取組)</p> <p>(1) 倫理研修の充実及び定期的・計画的な実施の促進</p> <p>(2) 倫理制度説明会、公務員倫理セミナーの開催及び倫理週間における各種取組の実施</p> <p>(3) 自習研修教材、DVD研修教材の制作・配布</p> <p>(4) 外部通報窓口の設置の推進</p> <p>(5) より利用しやすく安心して相談・通報できる仕組み・環境の構築</p> <p>(6) 各府省等及び倫理審査会の相談・通報窓口に関する周知徹底</p> <p>※ (1)から(3)までの取組において、国家公務員としての使命感の問い直し、倫理行動規準を具体的な行動へと結び付けることにつながるような工夫を行う。</p>																				
具体的取組結果	<p>《取組内容1》倫理研修の充実及び定期的・計画的な実施の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 職員の倫理意識のかん養のためには、職員が倫理研修を定期的に受講することが重要であるが、倫理研修を長期間又は一度も受講していない職員が一定数存在することから、昨年度に引き続き、今年度の倫理週間に際して、eラーニングによる研修について、基本的に全職員を対象とすることや受講完了者の把握・未受講者への受講の督促を行うよう努めることなどを各府省等に対して要請した。 各府省等や民間事業者の要請に応じ、事務局職員を、倫理研修の講師として派遣した。 <p>《取組内容2》倫理制度説明会、公務員倫理セミナーの開催及び倫理週間における各種取組の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 各府省等の倫理事務担当者を対象とする説明会を全国10か所において開催した。また、地方支分部局等に勤務する国家公務員を主な対象とした公務員倫理セミナーを横浜市（9月）、那覇市（10月）及び大阪市（11月）において開催した。 <p>[参考] 公務員倫理セミナー受講者の満足度の状況</p> <table border="1" data-bbox="475 1794 1433 1937"> <thead> <tr> <th></th> <th>満足</th> <th>ある程度満足</th> <th>やや不満</th> <th>不満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成30年度</td> <td>67.4%</td> <td>32.6%</td> <td>0.0%</td> <td>0.0%</td> </tr> <tr> <td>平成29年度</td> <td>55.0%</td> <td>45.0%</td> <td>0.0%</td> <td>0.0%</td> </tr> <tr> <td>平成28年度</td> <td>31.9%</td> <td>64.5%</td> <td>3.6%</td> <td>0.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(受講者を対象とするアンケート調査の結果)</p> <ul style="list-style-type: none"> 12月1日から7日までを国家公務員倫理週間とし、公募による標語の設定、当該標語を用いたポスター・パンフレット等の作成・配布、各府省等におけるポスター掲示、中央合同庁舎第5号館屋内電光掲示板及び第2号館屋外LED掲示板による告知、公務員倫理に関する講 		満足	ある程度満足	やや不満	不満	平成30年度	67.4%	32.6%	0.0%	0.0%	平成29年度	55.0%	45.0%	0.0%	0.0%	平成28年度	31.9%	64.5%	3.6%	0.0%
	満足	ある程度満足	やや不満	不満																	
平成30年度	67.4%	32.6%	0.0%	0.0%																	
平成29年度	55.0%	45.0%	0.0%	0.0%																	
平成28年度	31.9%	64.5%	3.6%	0.0%																	

演会の開催等を行った。また、複数の幹部職員が倫理法・倫理規程違反で処分等される事案を踏まえ、各府省等の倫理監督官（事務次官等）に対し、例年要請している公務員倫理に関する講話の実施及びメールの送信に加え、幹部職・管理職員に対して直接公務員倫理に関する注意喚起をすることを要請した。

[参考] 国家公務員倫理週間における講演会の満足度の状況

	満足	ある程度満足	やや不満	不満
平成30年度	38.4%	53.7%	7.9%	0.0%
平成29年度	46.3%	48.1%	4.4%	1.3%
平成28年度	53.4%	40.8%	5.7%	0.0%

(受講者を対象とするアンケート調査の結果)

《取組内容3》自習研修教材、DVD研修教材の制作・配布

- ・ 倫理法・倫理規程の制度・運用についての理解促進のため、イラストを多用し、演習を充実させた課長補佐級職員用の自習研修教材を、多くの職員がeラーニングを受講する倫理週間の時期に合わせて改訂し、各府省等に配布した。
- ・ 年度途中の採用者など集合型研修を受講させることが難しい職員が研修を受講することができるよう、最近問題になった事例を参考にしたドラマ形式のDVD研修教材を新たに制作し、各府省等に配布した。

《取組内容4》外部通報窓口の設置の推進

- ・ 外部通報窓口が未設置である府省等について、倫理事務担当者に対して、ヒアリング等の場を通じて設置を求め、新たに2府省等が設置し、48府省等中45府省等が設置している状況となった。

《取組内容5》より利用しやすく安心して相談・通報できる仕組み・環境の構築

- ・ 各種研修・啓発資料において、倫理法令に照らして問題がないか疑義がある場合の事前の相談・確認も受け付けていること、相談・通報者が不利益な取扱いを受けないよう万全を期していること、匿名による相談・通報も受け付けていること、通報後の流れなどを記載し、各府省等に対し、所属職員に対してそれらを周知するよう求めた。また、公務員倫理セミナー等の機会を捉え、相談しやすい職場環境の構築を促すとともに、倫理週間の職員向けパンフレットにおいて、上司や窓口への相談を奨励するページを設けた。
- ・ 倫理審査会の相談・通報窓口寄せられる相談・通報に対して、利用者が安心して相談・通報できるよう丁寧かつ真摯に対応を行った。

《取組内容6》各府省等及び倫理審査会の相談・通報窓口に関する周知徹底

- ・ 官房長等との懇談会・地方機関の長等との懇談会や倫理制度説明会等の機会を捉え、各府省の官房長・地方機関の長や倫理事務担当者等に対し、各府省等及び倫理審査会の相談・通報窓口の両方に関する周知徹底を直接求めた。
- ・ 倫理週間のポスター・パンフレット等の制作、DVD研修教材の制作や課長補佐級職員用自習研修教材の改訂に当たり、通報制度について重点的に記載することで、職員への周知を図った。特に、倫理週間の職員向けパンフレットにおいて、倫理審査会が設置している公務員倫理ホットラインの周知だけではなく、各府省等の相談・通報窓口を記載する欄を設けるとともに、各府省等のイントラネット等に相談・通報窓口を恒常的に掲載するなど周知方法を工夫することなどを要請し、各府省等における相談・通報窓口の周知を促進した。

<p>測定指標</p>	<p>【達成した測定指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 職員を対象とするアンケートの結果において、過去3年間に倫理研修を受講したことがあるとする職員の割合90%以上 92.5% [平成29年度 92.8%、平成28年度 88.5%、平成27年度 86.1%] 外部通報窓口を設置している府省等の割合90%以上 93.8% (48府省等中45府省等) [平成29年度 89.6%、平成28年度 83.3%、平成27年度 75.0%] <p>【達成できなかった測定指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 職員を対象とするアンケートの結果において、各府省等又は倫理審査会の相談・通報窓口を知っていたとする職員の割合90%以上 84.9% [平成29年度 87.6%、平成28年度 85.8%、平成27年度 84.9%]
<p>達成度の評価</p>	<p>《評価》相当程度進展あり</p> <p>《目標達成度の判断理由》</p> <p>具体的取組事項については、全て実施することができた。</p> <p>測定指標「職員を対象とするアンケートの結果において、過去3年間に倫理研修を受講したことがあるとする職員の割合90%以上」及び昨年度未達成であった「外部窓口を設置している府省等の割合90%以上」を達成した。</p> <p>しかし、測定指標「職員を対象とするアンケートの結果において、各府省等又は倫理審査会の相談・通報窓口を知っていたとする職員の割合90%以上」については、84.9%とやや下降した。</p> <p>これらを踏まえると、平成30年度における具体的取組内容をおおむね実現したと考える。</p>
<p>施策の分析</p>	<ul style="list-style-type: none"> 職員の倫理意識の醸成については、職員に対して法令や運用に対する正確な理解を付与するため、定期的な研修等が肝要であることから、引き続きeラーニングによる研修の実施に関する各府省等への要請やDVD研修教材の制作等により、定期的な研修機会の付与や採用後一度も研修を受講しない者をできるだけ少なくするための取組を実施した。ただし、定期的な研修機会の付与は継続的に実施することが肝要であり、今後も必要な改善を図りつつ引き続き取組を進める必要がある。 倫理的な組織風土・環境の構築のためには、相談しやすい体制の構築が肝要であることから、弁護士等を活用した外部相談窓口の設置を促進し、併せて倫理週間の職員向けパンフレットにおいて、倫理法令に照らして問題がないか疑義がある場合の事前の相談・確認を奨励するとともに、各府省等における窓口の周知を促進するための取組を行った。引き続き相談・通報窓口の周知を推進する取組を進めていくとともに、相談・通報の活用促進に当たっては、平成30年度に実施した職員アンケートによれば、違反行為を見聞きした場合に静観する理由として「違反していなかった場合に、本人や職場の他の職員に迷惑がかかるおそれがある」ことが最も多かったことから、この結果を踏まえた上で、相談・通報の意義や仕組みについて説明会や研修の場等を通じて丁寧に説明し、また、相談を受ける側となる職員の啓発のための取組を進めていくことが必要である。 平成30年度において、複数の幹部職員が倫理法・倫理規程違反で処分等される事案が生じたことから、全府省に対し、改めて事業者等から高額の供応接待を受けた事案がないか点検するとともに、倫理的な

	<p>組織風土が構築出来ているかなどを改めて確認するよう文書を発出するとともに、国家公務員倫理週間において、幹部職・管理職員に対し、直接公務員倫理に関する注意喚起をすること等を要請したことにより、職員の倫理意識の醸成や倫理的な組織風土・環境の構築に寄与した。</p>
<p>今後の施策に反映させるべき事項</p>	<p>職員の定期的な研修受講については継続的な取組が肝要であり、必要な改善を図りつつ、今後も引き続き定期的な研修機会の付与のための取組を進める。</p> <p>また、倫理的な組織風土の構築については、相談・通報窓口の設置に係る測定指標の目標を達成したことから、当該窓口の周知・活用を促す取組を更に進める。特に、その認知度に係る測定指標が目標に達成しなかったことを踏まえ、意義や必要性などについて職員の意識に働きかける内容とするなど、認知度の向上及び利用の促進につながる具体的な方法について工夫・検討を進める。</p>
<p>有識者の意見</p>	<p>過去3年間に倫理研修を受講したことがあるとする職員の割合を測定指標としているが、「過去1年間に倫理研修を受講したことがあるとする職員の割合」を測定指標とすることを検討してもらいたい。</p>

平成30年度国家公務員倫理審査会政策評価結果

政策所管部局

国家公務員倫理審査会事務局

<p>政 策</p>	<p>2 不祥事への厳正かつ迅速な対応</p>
<p>目 標</p>	<p>(政策目標) 各府省を支援し、違反事案に対する調査ノウハウ、懲戒手続の留意点、懲戒処分事例の提供などを行い、違反事案に対し厳正かつ迅速な対応を行う。</p> <p>(具体的取組) (1) 事案処理の際の各府省への助言 (2) 各府省の担当者を対象とする会議・説明会において、具体的な事例の提示 (3) 再発防止策に関する各府省へのフォローアップ</p>
<p>具体的取組結果</p>	<p>《取組内容1》事案処理の際の各府省への助言</p> <ul style="list-style-type: none"> 倫理法等違反が発生した府省に対して、厳正かつ迅速な事案処理に資するノウハウや留意事項等を提供するとともに、実効性のある再発防止策を講じるための指導・助言を行った。 <p>《取組内容2》各府省の担当者を対象とする会議・説明会において、具体的な事例の提示</p> <ul style="list-style-type: none"> 本府省等の倫理事務担当者を対象とする会議や、各府省等の倫理事務担当者を対象とする倫理制度説明会（全国10か所）において、具体的な事例を提示しつつ、調査及び懲戒手続の留意点等についての周知を図った。また、本府省等を対象とした説明会及び平成30年9月から11月にかけて横浜市、那覇市及び大阪市で開催した公務員倫理セミナーにおいて、最近の違反事案の要因分析と再発防止策等についての説明を行った。 <p>《取組内容3》再発防止策に関する各府省へのフォローアップ</p> <ul style="list-style-type: none"> 近年重大な違反事案が発生した主な府省のうち、昨年ヒアリングを実施しなかった3府省に対し、平成30年6月から7月にかけて再発防止策の取組状況や実施上の課題等を聴取し、必要に応じて助言を行った。
<p>測定指標（ある場合に記入）</p>	<p>【達成した測定指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 全事案件数に占める90日以内の期間で調査結果の報告を行った事案件数の割合90%以上（他律的事由により当該期間が90日を超えたものを除く。） 100.0%（15件中15件） [平成29年度 92.9%、平成28年度 92.9%、平成27年度 87.5%] ※ 平成28年度以降は、他律的事由により当該期間が90日を超えたものを除いて算定
<p>達成度の評価</p>	<p>《評価》目標達成</p> <p>《目標達成度の判断理由》</p> <p>上述した具体的取組の実施により、違反事案に対し厳正かつ迅速な対応を行うことができた。また、全事案件数に占める90日以内で調査結果の報告を行った事案件数の割合は、測定指標「90%」を超える100.0%となっている。</p> <p>したがって、平成30年度における政策は、目標達成した。</p>
<p>施策の分析</p>	<p>各府省に対し、適切な指導・助言を行うことにより、各府省において違反事案に対する厳正かつ迅速な対応が図られているが、事案の中には、倫理法等以外の国家公務員法上の服務義務違反を含むものなど調査及び処分の検討に時間を要するものもあることに留意する必要がある。</p>

今後の施策に反映させるべき事項	違反事案に対する厳正かつ迅速な対応を行えるよう、従前の取り組みを引き続き行うとともに、各府省で取り組んでいる再発防止策のうち、他府省において役立つと考えられるものを、各種会議・説明会等の場を通じて全府省に周知するなど、違反行為の未然防止に効果的な施策を行っている。
有識者の意見	測定指標「全事案件数に占める90日以内の期間で調査結果の報告を行った事案件数の割合90%以上（他律的事由により当該期間が90日を超えたものを除く。）」について、当該割合が「100%」であることは評価できる。